

# 排水

## 公共下水道への排水水質基準

「国土交通省 下水道法施行令 第9条」に基づく

### 有害項目

No.	項目	基準値
1	カドミウム及びその化合物	0.03 mg/l以下
2	シアン化合物	1 mg/l以下
3	有機リン化合物	1 mg/l以下
4	鉛及びその化合物	0.1 mg/l以下
5	六価クロム化合物	0.5 mg/l以下
6	ヒ素及びその化合物	0.1 mg/l以下
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/l以下
8	アルキル水銀化合物	検出されないこと
9	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	0.003 mg/l以下
10	トリクロロエチレン	0.1 mg/l以下
11	テトラクロロエチレン	0.1 mg/l以下
12	ジクロロメタン	0.2 mg/l以下
13	四塩化炭素	0.02 mg/l以下
14	1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/l以下
15	1,1-ジクロロエチレン	1 mg/l以下
16	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/l以下
17	1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/l以下
18	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/l以下
19	1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/l以下
20	チウラム	0.06 mg/l以下
21	シマジン	0.03 mg/l以下
22	チオベンカルブ	0.2 mg/l以下
23	ベンゼン	0.1 mg/l以下
24	セレン及びその化合物	0.1 mg/l以下
25	ダイオキシン類 ※1	10 pg/l以下
26	1,4-ジオキサソ	0.5 mg/l以下

### 環境項目等

No.	項目	基準値
1	温度	45℃未満
2	pH	5を超え9未満
3	生物化学的酸素要求量(BOD)	600 mg/l未満
4	懸濁物質(SS)	600 mg/l未満
5	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱物油 5 mg/l以下 動植物油 30 mg/l以下
6	ヨウ素消費量	220 mg/l未満
7	フェノール類	5 mg/l以下
8	銅及びその化合物	3 mg/l以下
9	亜鉛及びその化合物	2 mg/l以下
10	鉄及びその化合物(溶解性)	10 mg/l以下
11	マンガン及びその化合物(溶解性)	10 mg/l以下
12	クロム及びその化合物	2 mg/l以下
13	フッ素化合物 フッ素及びその化合物	8(15) mg/l以下 ※2
14	ホウ素含有量 ホウ素及びその化合物	10(230) mg/l以下 ※2
15	アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素※3	380 mg/l未満
16	窒素含有量 ※3	240 mg/l以下
17	リン含有量 ※3	32 mg/l以下

都道府県、政令都市により上記基準に上乗せ、横寄せ基準があることがある。

※1 …ダイオキシン類はダイオキシン類対策法特定施設を設置する特定事業場に限り適用となる。

※2 …海域を放流先とする下水道への排出の場合は( )の基準値となる。

※3 …大阪府は該当しない。